

市立秋田総合病院自動販売機設置事業者募集要項

地方独立行政法人市立秋田総合病院では、自動販売機を設置し、運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

これは、設置事業者を入札により決定し、病院内の自動販売機設置場所の固定資産貸付契約を締結するもので、これにより病院財産の有効活用を図りながら患者サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

1 入札物件

件名	市立秋田総合病院自動販売機設置場所貸付
所在地	秋田市川元松丘町4-30
貸付場所・台数	計13箇所（計13台）
貸付場所区分・面積・実績および設置条件等	【別紙2】市立秋田総合病院 自動販売機募集物件一覧のとおり
貸付期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年）
自動販売機の規格、遵守事項等	設置する機器は飲料水等自動販売機とし、その規格および遵守事項等は【別紙1】のとおり

2 日程

項目	日程
受付期間	令和7年1月16日(木)から同月23日(木)まで (土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
入札日	令和7年1月30日(木) 午前9時30分から ※入札時間は【別表1】による
入札場所	市立秋田総合病院 5階 講堂
契約の締結日	令和7年2月5日(水)まで

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人市立秋田総合病院公募型指名競争入札実施要綱第3条を全て満たす者であること。
- (2) 地方独立行政法人市立秋田総合病院反社会的勢力対応要綱第2条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 租税に滞納がないこと。

- (4) 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有するものであること。

4 契約上の条件等

(1) 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年）とする。ただし、市立秋田総合病院の事情により貸付期間満了日に変更が生ずる場合は、協議のうえ定めるものとする。

(2) 貸付料等

ア 貸付料

落札価格をもって貸付料とする。ただし、4(1)の貸付期間変更に伴う貸付料は、協議のうえ定めるものとする。

貸付料は、別途発行する納入通知書により年度ごとに指定期日まで納入すること。なお、既に納付した貸付料は返還しない。ただし、市立秋田総合病院が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

イ 必要経費等

自動販売機の設置等、維持管理、撤去に必要とする経費は設置事業者の負担とする。また、電気料は、設置事業者が設置および管理する専用の証明用特定計量器（子メーター）により市立秋田総合病院が計測し、月ごとに別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

（電気料の算定方法：電気料(月額)＝月間消費電力量×料金単価±燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金）

ウ 延滞金

納入通知書の指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の延滞金を加算して支払うこと。

(3) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

ウ 販売品目は飲料（酒類又はその類似品を除く。）とし、詳細は、【別紙2】

「市立秋田総合病院 自動販売機募集物件一覧」を参照すること。

エ 販売価格は、メーカー希望小売価格以下とする。

(4) 売上高の報告

- ア 自動販売機の売上実績を月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに売上高を書面にて報告すること。
- イ 市立秋田総合病院が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除された場合は、市立秋田総合病院が指定する期日までに原状回復すること。

5 入札申込手続き

(1) 申込方法

受付期間内に、必要な書類を持参すること。

- ア 受付期間 令和7年1月16日(木)から同月23日(木)まで
(土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。)

※ 郵送、電話、FAX、Eメール等による受付は行わない。

- イ 提出先 市立秋田総合病院 総務課施設用度係

(2) 必要な書類 (各1部)

- ア 入札参加申込書
- イ 法人の場合は、法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し、個人の場合は、住民票の写し
- ウ 固定資産税、法人市民税又は個人市民税の納税証明書もしくは非課税の場合は非課税であることを証する書類の写し(いずれも直近年度のもの)
- エ 誓約・同意書
自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の経験を確認できる契約書等の写しを添付すること。
- オ 反社会的勢力排除に関する誓約書

(3) 指名および非指名通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。
- イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。
- ウ 指名通知および非指名通知は、令和7年1月29日(水)までにFAXで行う。

6 入札の手続き

(1) 入札方法

ア 入札時間は、令和7年1月30日(木)午前9時30分とし、入札時間の詳細は【別表1】による。入札場所は、市立秋田総合病院5階講堂で行う。

イ 入札は、貸付場所区分（A～D）ごとに行う。

ウ 入札書に記載する入札金額は、貸付期間の貸付料の総額に記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、当日持参すること。郵送による入札は、受け付けない。

オ 代理人が入札する場合は、委任状が必要になるので、物件ごとに必要事項を記載し、記名押印のうえで持参すること。

カ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできないので、十分注意すること。

(2) 入札時に持参するもの

ア 入札参加申込書の写しおよび指名通知書

イ 入札書

ウ 委任状(※代理人の者が入札する場合は、物件ごとに必要)

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (3) その他指定した方法以外の方法による入札

8 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とする。
- (2) 最高価格で入札を行った者が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。
- (3) 落札決定後の辞退はできない。

9 決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、市立秋田総合病院が指定する日時までに次の書類を提出すること。また、書類を提出後、具体的な条件等について協議のうえ、貸付契

約書を締結する。

- (1) 固定資産借受申込書
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 設置する自動販売機のカatalog (寸法、消費電力等がわかるもの)

10 その他

- (1) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 募集に関する問い合わせ先
市立秋田総合病院 総務課施設用度係
電話 0570-01-4171 (内線 2241)

【別表1】

入札日時 令和7年1月30日(木) 午前9時30分から

貸付場所区分	入札日時
区分A	午前9時30分から
区分B	午前9時40分から
区分C	午前9時50分から
区分D	午前10時00分から